

事 務 連 絡
令和8年9月18日

公益社団法人日本歯科医師会 御中

厚生労働省医政局歯科保健課

歯科技工所番号の適切な運用に向けて（依頼）

平素より厚生労働行政の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第63号。以下「改正省令」という。）の公布については、「「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令」の公布について（通知）」（令和8年5月20日付け医政発0520第15号厚生労働省医政局長通知。以下「公布通知」という。）をお示しし、改正省令に基づく歯科技工所番号の付与の方針については、「新規に開設する歯科技工所及び既存の歯科技工所への歯科技工所番号の付与の方針について」（令和8年9月4日医政歯発0904第1号）を都道府県等に通知したところです。

改正省令の施行日である令和8年10月1日以降は、歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第18条に規定する歯科医師の指示書（以下「歯科技工指示書」という。）の記載事項に歯科技工所番号が追加されます。

歯科技工所番号につきましては、都道府県等（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあっては、当該市又は特別区）から歯科技工所へ通知されるため、歯科技工指示書を作成する歯科医師においては、歯科技工所に対して歯科技工所番号の確認等を行った上で、歯科技工指示書に記載いただくなど、円滑な施行にご協力をお願いいたします。

なお、歯科技工指示書に、歯科技工所番号の記載欄がない場合は、当該歯科技工指示書の余白に歯科技工所番号を記載いただくようお願いいたします。

また、各都道府県等において、歯科技工所番号を記載した歯科技工所一覧をウェブサイトに掲載する等の協力依頼を厚生労働省から別途行っています。必要に応じて、各都道府県等のウェブサイトをご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。